

笠松運動公園の指定管理者候補者の選定結果について

教育庁学校教育部保健体育課
(Tel.301-5342)

笠松運動公園の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。今後、令和2年12月に開催予定の県議会において指定の議決を経て、笠松運動公園の指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和3年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	公益財団法人茨城県体育協会																				
2 指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間																				
3 応募団体数	候補者を含めて1団体																				
4 選定方法																					
(1) 選定委員会委員数	外部委員：3名 県側委員：2名 合計：5名																				
(2) 選定方法	1次審査：事業計画書等による書面審査（※応募団体が5団体以下のため省略） 2次審査：選定委員会においてヒアリング，事業計画書等審査																				
(3) 選定基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">選定基準</th> <th style="width: 50%;">審査項目</th> <th style="width: 25%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県民の平等利用の確保</td> <td>・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>2 施設の効用の最大限の発揮</td> <td>・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・利用者の増に向け，適切な計画か。 等</td> <td style="text-align: center;">50点</td> </tr> <tr> <td>3 経費の節減</td> <td>・効率的な管理運営が行えるか。</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td>4 業務を安定して行う物的・人的能力</td> <td>・安定した経営基盤を有しているか。 ・効率的・効果的な管理運営の体制か。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。 等</td> <td style="text-align: center;">40点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">100点</td> </tr> </tbody> </table>			選定基準	審査項目	配点	1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	—	2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・利用者の増に向け，適切な計画か。 等	50点	3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。	10点	4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効率的・効果的な管理運営の体制か。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。 等	40点			100点
選定基準	審査項目	配点																			
1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。	—																			
2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・利用者の増に向け，適切な計画か。 等	50点																			
3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。	10点																			
4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効率的・効果的な管理運営の体制か。 ・必要な知識及び経験を有する適切な人材配置となっているか。 等	40点																			
		100点																			
5 選定理由	<p>選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、公益財団法人茨城県体育協会を指定管理者候補者として選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を十分理解した管理運営方針を設け、スポーツ振興業務や施設の利用促進策にも配慮している。 ・当該施設の管理実績もあり、施設管理に関する知識や技術を十分有している。 ・また、経費削減への姿勢が伺われ、経費の積算にも妥当性が認められる。 																				